



つるかめ料理教室



「食べる」事を通して、栄養バランス・介護保険・認知症について学んでみませんか？

- 対象 神崎町在住の令和6年4月1日以降に65歳以上の方
※介護保険認定を受けていない方が対象となります
- 定員 16名【先着順】（今まで参加されたことがない方を優先とします。）
- 参加費 無料
- 内容 講話・調理
- 場所 神崎ふれあいプラザ保健福祉館
- 申込期間 10月1日（火）～16日（水）



講師：塚本栄養士

月 日	曜日	時 間	お 話	調理実習内容
① 10月24日	木	10時～13時	シニア期の食事ポイント	簡単和食で健康を保つ
② 11月21日	木	10時～13時	健康データから見た神崎	秋の恵みを楽しむ
③ 12月19日	木	10時～13時	食事でブロック！認知症	旬の食材を味わう

※内容を変更することもあります

- 申込み・問合せ 地域包括支援センター ☎ 1607

令和6年10月分から児童手当制度が変わります

令和6年10月分(12月支給分)から、児童手当制度が改正されます。

このことに伴い、申請が必要な可能性のある方には、個別にご案内いたします。

●主な改正内容

- ・所得制限の撤廃
- ・支給期間を高校生年代まで延長
- ・第3子以降の手当額を3万円に増額
- ・支給月を年3回から年6回（偶数月）に変更

●申請が必要な方

- ・所得超過のため、現在児童手当を受給していない方
- ・高校生年代の児童のみを養育している方
- ・大学生世代の子を含めて3人以上の児童を養育している方

●申請が不要な方

- ・現在中学生以下の児童のみ養育し、児童手当を受給している方

※児童手当は、児童を養育する父母等のうち、主たる生計の維持者（所得の高い方）を受給資格者としています。

※公務員の方は、勤務先で申請してください。

改正後の児童手当支給額

	第1子・第2子	第3子
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳～小学生	10,000円	
中学生	10,000円	
高校生	10,000円	

- 問合せ 保健福祉課福祉係 ☎ 1603